

市町村への権限移譲～府の取組状況と今後の取組方針～

【経緯】 特例市並みの権限移譲（H22～24 102事務）

大阪府・市町村分権協議会にて
移譲対象事務としてとりまとめたもの

法律等により、特例市の権限とされた事務権限（37事務）

国の地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された事務権限（75事務）

大阪版地方分権推進制度において、パッケージとして提示された事務権限（34事務）

基本は全て移譲候補事務であるが、例外として

国の補助金など公費負担を伴うもので、法律や制度改正が必要なもの

法令で、広域的観点から特に都道府県が担うこととされており、移譲

には法改正が必要と判断したもの

事業実施主体自らが事業認可を行うなど、法解釈上の疑義があるもの

など16事務については、市町村への提案を留保（政令市は除く）

結果

市町村に対して
86事務を提示少なくとも1団体
以上が受入【各省庁の
回答状況】
（3/31時点）

第1次勧告82項目（府提案75事務に相当）

勧告どおり見直すもの29項目（府提案19事務に相当）（回答率35%）

移譲困難のもの53項目（府提案56事務に相当）

大阪から分権改革を推進する強いメッセージを発信

【府としての対応方針】

府が提案を留保した国勧告事務（15事務）についても原則全て移譲するよう取組む

移譲に当たって課題整理

▶ < 創意工夫を凝らして、現行法の枠内で可能な制度設計を検討（国協議・調整等必要） >

府内市町村への権限移譲に向けて検討するもの

部局名	各省庁	事務名称	第1次勧告
福祉部	厚生労働省	母子寡婦福祉資金貸付制度	市
健康医療部		未熟児等の保健医療	市
		自立支援医療費（育成医療）の支給等	市
都市整備部	国土交通省	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」、「都市再開発方針等」に関する都市計画	指定都市
		「一般国道」及び「高速自動車国道」に関する都市計画	指定都市
		「緑地保全地域」、「用途地域」等に関する都市計画	市
		市が行う都市計画事業の認可	都市計画決定者
住宅まちづくり部		特許事業者が行う都市計画事業の認可	都市計画決定者
		高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定等	市
		特定優良賃貸住宅の供給計画の認定等	市
都市整備部 又は 住宅まちづくり部		拠点整備促進区域内における建築行為等の許可	市
		被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可	市
		住宅地区改良法の地区内における建築行為等の許可	市
教育委員会	文部科学省	市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可、閉鎖命令	
		小・中学校の学級編制基準の決定・教職員定数の決定・県費負担教職員の任命権・給与等の負担	中核市

(認可) 認可の廃止(届出制)
(閉鎖命令) 府 市